

意見書(案)

持続可能な除雪体制の構築を求める意見書

冬期間の安全で円滑な道路交通の確保のための雪対策は、積雪寒冷地域の経済活動や地域住民が安全・安心に暮らせる生活環境の確保にとって必要不可欠である。

国においては、これまで積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(以下「雪寒法」という。)に基づき、道路管理者が実施する除雪、防雪及び凍雪害の防止に関する事業に対し補助することにより、冬期間の安全・安心な道路交通の確保に寄与している。

本県においては、過疎化や高齢化の進行により除雪作業の担い手不足が深刻化するとともに、近年の労務単価や諸経费率の上昇に加え、雪寒法に基づく国費の配分額が不足している状況にあり、雪国の自治体では道路交通の確保のための単独費投入が多大な財政負担となっている。

このような中、冬期間の安定した除雪事業を実施するには、降雪の有無に関わらず、除雪オペレーターの確保や除雪機械の整備が必要であるが、今冬の記録的な少雪により、除雪車稼働率が過去5年に比べ極端に低下するなど、今後の継続した除雪体制の維持が危惧される。

よって、国においては、持続可能な除雪体制の構築に向けて、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 雪対策経費の確実かつ十分な予算を確保すること。
- 2 少雪時でも安定した除雪体制が維持されるよう、冬期間における除雪オペレーター確保のための人件費や除雪機械維持に係る経費について雪寒法の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 へ
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和2年3月17日

提出者 山形県議会建設常任委員長 柴田 正人